

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、4月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示させていただきますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」5月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・令和6年4月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 新田・中川

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533



解約できない?!亡き妻へ 年間利用料の請求がきた



亡き妻が契約していたネットサービス契約が更新され、年間利用料が請求された。事業者によると「マイページから解約して」と言うが、パスワードも契約内容も分からない。

まずは事業者に連絡し、契約内容を確認しましょう。

本人死亡の場合の解約手続を確認し、請求された年間利用料を取り消せるかどうか交渉してみましょう。

インターネットに関わる契約は本人しか把握しておらず、残された家族が困惑するというケースが増えています。



家族のために書き残そう

- デジタル契約の締結状況
- 端末のロック解除や解約手続きの方法
- IDやパスワード等の必要情報

